

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年 9月 1日 至 令和4年 8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 つねだ形成外科医院

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )

②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人

出資額限度法人  その他

③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の  を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎市古川町6番34号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成15年 3月10日

(4) 設立登記年月日 平成15年 3月24日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	つねだ形成外科医院	長崎市古川町6番34号	一般病床 0 床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年10月 25日 令和 2年度決算の確定

令和 4年 8月 19日 令和 4年度予算の決定

## 様式3-2

法人名 医療法人 つねだ形成外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市古川町6番34号

## 貸借対照表

(令和4年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	32,276	I 流動負債	2,800
II 固定資産	17,079	II 固定負債	45,294
1 有形固定資産	10,725	(うち医療機関債)	( 0)
2 無形固定資産	387	負債合計	48,094
3 その他の資産	5,967	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	( 0)	科目	金額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	△ 8,739
		純資産合計	1,261
資産合計	49,355	負債・純資産合計	49,355

法人名 医療法人 つねだ形成外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市古川町6番34号

損 益 計 算 書

(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	58,985
2 事業費用	60,120
本来業務事業損失	1,135
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	1,135
II 事業外収益	442
III 事業外費用	35
経常損失	728
IV 特別利益	0
V 特別損失	20,418
税引前当期純損失	21,146
法人税等	71
当期純損失	21,217

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 つねだ形成外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市古川町6番34号

財 産 目 録

(令和 4年 8月 31日 現在)

1. 資 産 額	49,355 千円
2. 負 債 額	48,094 千円
3. 純 資 産 額	1,261 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	32,276
B 固 定 資 産	17,079
C 資 産 合 計 (A+B)	49,355
D 負 債 合 計	48,094
E 純 資 産 (C-D)	1,261

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 つねだ形成外科医院  
理事長 吉 本 浩 殿

私は、医療法人 つねだ形成外科医院 の令和3会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。  
その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 10 月 20 日

医療法人 つねだ形成外科医院

監 事 常 多 勝 己